

令和7・8年度地域若者サポートステーション事業実施団体推薦要領

1 趣旨

国が実施する「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業（以下「国事業」という。）」の実施を希望し、かつ、国事業仕様書の第1の6(3)イによる地方公共団体の推薦を希望する団体（以下「推薦希望者」という。）の推薦に関する手続については、この要領に定めるところによる。

2 事業実施地域

本市の推薦による事業実施地域は、以下の地域とする。

広島県北部地域

（広島市安佐南区、安佐北区、安芸太田町、北広島町、安芸高田市、三次市及び庄原市）

3 推薦要件

推薦希望者のうち、国が定める推薦要件（※）を全て満たしていること。

※ 国が定める推薦要件

地方公共団体において推薦書の交付を行う場合は、以下のア及びイのいずれにも該当する団体に対し交付されたいこと。

ア 地域における若者自立支援ネットワークに参加している団体又は参加が見込まれる団体であること。

イ 地方公共団体の若者支援施策と連携して事業を適正に実施できると見込まれる団体であること。

なお、「地方公共団体の若者支援施策」とは、必ずしも地方公共団体の事業を受託すること等により当該団体が地方公共団体の事業を直接的に実施することに限定するものではないことに留意されたいこと。

4 推薦希望書の提出

(1) 提出書類

推薦希望者は、以下の書類を広島市に提出すること。

ア 令和7・8年度地域若者サポートステーション事業推薦希望書（別紙様式）

イ 地域における若者自立支援ネットワークに参加している団体又は参加が見込まれる団体であることが分かる書類

(2) 提出方法

上記4(1)の提出書類を以下の提出先に、持参又は郵送で提出すること。

＜提出先＞

広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34

TEL：082-504-2244 FAX：082-504-2259

(3) 提出期限

令和7年2月18日（火）正午必着

5 推薦書の交付

本市は、提出書類に基づき、上記3の推薦要件を満たすと判断した推薦希望者に対し、推薦書を交付する。

なお、上記3の推薦要件を満たさないと判断した推薦希望者に対しては、推薦を行わず、書面により通知する。

6 その他

(1) 経費負担

本応募及び広島労働局の一般競争入札参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 応募書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

(3) 受託決定後の取扱い

国事業の受託が決定した場合、速やかに本市にその旨を報告するとともに、国事業入札説明書の10(2)イ「提案書」及び「提案書」の添付書類の写しを本市へ提出すること。